

答 申 第 70 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申

令和 5 年 5 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は本件審査請求の対象となった公文書のうち、当審査会が非開示妥当と判断した部分を除き、開示すべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 4 年 7 月 29 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「三重県が砂利採取、土採取・運搬を行った特定の事業者（以下「特定事業者」という。）に対し、行政指導したことを示す文書」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 8 月 10 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 本件対象公文書及び本件非開示情報

本件審査請求の対象となっている文書（以下「本件対象公文書」という。）は、特定事業者の開発許可違反に係る指導及び現地確認に関する文書である。

本件対象公文書について、実施機関が非開示とした情報（以下「本件非開示情報」という。）は以下の情報である。

- ①特定事業者の社員名
- ②地元土地改良区の担当者名
- ③復元工事を特定事業者から引き継いだ事業者（以下「引継業者」という。）の担当者名
- ④特定個人の他者との間柄
- ⑤立会等の連絡先となった事業者の代表者名
- ⑥地元自治会より復元工事の依頼を受けた事業者の代表者名
- ⑦地元農業関連事業者名
- ⑧復元工事に使用する土の搬入元となる現場の管理事業者名
- ⑨立会等の連絡先となった事業者名
- ⑩地元自治会より復元工事の依頼を受けた事業者名
- ⑪特定事業者の代表者名
- ⑫引継業者名及び代表者名
- ⑬地元土地改良区名
- ⑭地元自治会の代表者名

（地元自治会長名、地元老人クラブ会長名、地元自治会農業委員名、地元住民名）

4 本決定の一部取消しについて

実施機関は、本件開示情報のうち 3 ⑪～⑬の情報については、審査請求を受けて再

検討を行った結果、令和4年10月14日、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることがないため、条例第7条第3号（法人情報）に該当する情報とは言えず、開示することが妥当であると判断を変更し、本決定の一部取消しを行っている。

また、審査請求人は3⑭の地元自治会の代表者名を除き、開示を主張している。

したがって当審査会では、本件非開示情報のうち3①～⑩の情報を非開示とした判断について審議を行うこととする。

5 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

特定事業者は、違法行為を繰り返しており、それに対し三重県は、有効な対策を講じることなく、口頭注意に留め続け、結果的に環境に悪影響をもたらし、特定事業者の違法行為を助長したものである。非開示情報は、特定事業者から依頼され、復元工事を引き継いだ業者・団体や、後に引き継いだ事業者と密接な関係があると思われ、公益上公にすることが必要である。持ち込まれた残土の持ち込み業者名、プラントの管理者等の名称についても、土砂の素性を明らかにする意味でも公益上公にすることが必要である。

農地の復元に関わっている業者名の非開示についても、公益上公にすることが必要である。

今回の事案に登場する関係者は、地元自治会の代表の名前を除き、公益上公にすることが必要であると考える。また、この事案に関わったからといって、非開示にされた大半の関係者名（業者名）を開示することによって、競争上の地位、その他正当な利益を害することはない。

6 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本件対象公文書は、特定事業者が砂利採取法及び農業振興地域に関する法律（以下「農振法」という。）に違反して開発を行った件について、農地等の復元に向けて指導等の内容を記録したものである。

第7条第2号（個人情報）本文の該当性について、立会者名と内容欄の個人名については、特定の個人が識別できる情報であることから本号本文に該当すると考える。

第7条第2号（個人情報）ただし書イ・ロの該当性について、ただし書イについては、砂利採取法及び農振法では、行政指導等を行った事業者・関係者の公表は規定されていないこと、ただし書ロについては、特定事業者が砂利採取法及び農振法に違反して違法な開発を行ったことについて、現在は県等の指導により処理が完了（危険個所の埋戻しや農地等が復元）され、人の生命、身体、財産、生活又は環境に影響を与えていると認められないため、ただし書イ・ロに該当しないと考える。

第7条第3号（法人情報）本文の該当性について、事業者名については、開示することにより砂利採取法等の違反をした特定事業者と一体の事業者と誤解されることで、事業者が社会的な信頼を失い取引の停止・減少を招く恐れがあり、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると考える。

第7条第3号（法人情報）ただし書の該当性については、特定事業者が砂利採取法及び農振法に違反して違法な開発を行ったことに関して、現在は県等の指導により処理が完了（危険個所の埋戻しや農地等が復元）されていることから、本号ただし書には該当しないと考える。

7 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第2号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人を識別し得るものについて、条例第7条第2号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であれば全て非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を越えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。そこで、条例は、個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきもの等については、開示しなければならないこととしている。

(3) 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

本件非開示情報のうち、実施機関は3①～⑥を本号に該当するとして非開示としていることから、以下、3①～⑥について本号該当性を検討する。

①～③ 特定事業者の社員名、地元土地改良区の担当者名、引継業者の担当者名

当該情報については、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であり、本号本文に該当すると認められる。

審査請求人は、当該情報について、今回の農地復元に関して登場する関係者は地元自治会の代表者名を除き、公益上公にすることが必要であると主張している。

一方、実施機関は、ただし書イについては、砂利採取法及び農振法では行政指導

等を行った事業者・関係者の公表は規定されていないこと、ただし書口については、特定事業者が砂利採取法及び農振法に違反して違法な開発を行ったことについて、現在は県等の指導により処理が完了（危険個所の埋戻しや農地等が復元）され、人の生命、身体、財産、生活又は環境に影響を与えていると認められないことから、当該情報は本号ただし書には該当しないと説明している。

当審査会において見分したところ、当該情報について、あくまで事業者等の一担当者名であると見受けられた。また、違法な開発が行われた土地は、現在は県等の指導により処理が完了され、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境に、現実には被害が発生しているとは認められず、さらに、将来これらの法益も侵害される蓋然性が低いことから、当該情報を開示することによる個人の不利益を上回って開示する公益性の理由は認めがたい。したがって、当該情報は、本号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

以上から、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

④ 特定個人の他者との間柄

当該情報について、実施機関は本決定の通知書の「開示しない部分」欄に記載しておらず、理由付記に不備があったと言わざるを得ないが、当該情報は、特定の個人が識別され、又は識別され得ることになる個人に関する情報であり、本号本文に該当すると認められる。

また、上記①～③の該当性において述べたように、当該情報を開示することによる個人の不利益を上回って開示する公益性の理由は認めがたい。したがって、当該情報は、本号ただし書に該当しないと判断する。

以上から、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑤・⑥ 立会等の連絡先となった事業者の代表者名、地元自治会より復元工事の依頼を受けた事業者の代表者名

当該情報について、実施機関は、代表者名は特定の個人が識別され得ることから、本号本文に該当すると主張している。

しかしながら、法人等の代表者が職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、本号に該当せず、条例第 7 条第 3 号（法人情報）の該当を検討すべきである。したがって、当該情報について、非開示とする根拠として本号を適用した実施機関の判断は妥当ではない。

なお、実施機関は非開示とした理由として条例第 7 条第 3 号（法人情報）の該当性を主張してはいないが、当該情報は、法人に関する情報であることから、当審査会としては、後述において、条例第 7 条第 3 号（法人情報）の該当性について判断する。

(4) 条例第 7 条第 3 号（法人情報）の意義について

本号は、自由主義経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示するこ

とにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができるものと定めたものである。

しかしながら、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる支障から県民等の生活・環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものは、ただし書により、常に開示が義務づけられることになる。

(5) 条例第 7 条第 3 号（法人情報）の該当性について

本件非開示情報のうち、実施機関は 3 ⑦～⑩を本号に該当するとして非開示としている。また、前述のとおり 3 ⑤、⑥については、法人に関する情報として判断すべき内容であることから、以下、3 ⑤～⑩について本号該当性を検討する。

⑦ 地元農業関連事業者名

当該情報について、本件対象公文書の記述において、県の職員による当該事業者に関する評価が含まれており、当該情報を開示すると、当該事業者が社会的な信頼を失い取引の停止・減少を招き、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

したがって、当該情報は本号本文に該当する。

審査請求人は、当該情報について、公益上公にすることが必要であると主張しているが、違法な開発を行った土地において、現在は県等の指導により処理が完了され、人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境に、現実に被害が発生しているとは認められず、さらに、将来これらの法益も侵害される蓋然性が低いことから、当該情報を開示することによる法人の不利益を上回って開示する公益性の理由は認めがたい。したがって、当該情報は、本号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

以上から、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑧ 復元工事に使用する土の搬入元となる現場の管理事業者名

当該情報は、特定事業者が開発した土地の復元工事を行う際に使用する土の搬入元となる現場の管理事業者名である。当該情報について、開示することにより、どの現場の土を復元工事で使用したかが推測されるが、当該工事は違法な開発を行った土地を適法な土地に復元するものであり、開発許可違反自体に関与していると推測される可能性は低く、また、使用する土に違法性があるわけではない。

よって、開示することにより、開発許可違反に関わった一体の事業者と誤解される可能性は低く、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認めることができない。

したがって、当該情報は本号本文に該当せず、開示すべきである。

⑤・⑨ 立会等の連絡先となった事業者名及び代表者名

当該情報は、本件対象公文書において、立会者として記載されている事業者名及び代表者名であり、復命書の内容欄から、当該事業者がその後の立会等の連絡先となっていることが分かる。

当該情報について、立会者欄に記載されていることや、立会等の連絡先になっていることが分かる記述があることから、当該事業者名を開示すると、あたかも開発許可違反に関わった一体の事業者との誤解から当該事業者の社会上の地位を損なうおそれを否定できないため、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

したがって、当該情報は本号本文に該当する。

また、上記⑦の該当性において述べたように、当該情報を開示することによる法人の不利益を上回って開示する公益性の理由は認めがたい。したがって、当該情報は、本号ただし書のいずれにも該当しないと判断する。

以上から、当該情報を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

⑥・⑩ 地元自治会より復興工事の依頼を受けた事業者名及び代表者名

当該情報は、地元自治会より復興工事の依頼を受けた事業者及び代表者である。

当該情報について、立会者欄に当該事業者名が記載されているものの、あくまで地元自治会の依頼を受け復元工事を引継いだ事業者であり、開発許可違反との関連性が当該記述からは判断できないものであり、開示することにより、開発許可違反に関わった一体の事業者と誤解される可能性は低く、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは認めることができない。

したがって、当該情報は本号本文に該当せず、開示すべきである。

(6) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 1 0 . 1 9	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 4 . 1 1 . 1 5	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 5 . 2 . 7	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和 4 年度第 8 回第 1 部会)
R 5 . 3 . 1 4	・ 審議 (令和 4 年度第 9 回第 1 部会)
R 5 . 4 . 2 0	・ 審議 (令和 5 年度第 1 回第 1 部会)
R 5 . 5 . 1 8	・ 審議 ・ 答申 (令和 5 年度第 2 回第 1 部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
※会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
※委 員	川 本 一 子	弁護士
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。